札幌市身体障害者福祉センターの管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号）第 10 条第１項の規定に基づき、令和元年 12 月 26 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（以下「乙」という。）が締結した札幌市身体障害者福祉センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第７条、第 26 条、第 37 条及び別表の規定に基づき、札幌市身体障害者福祉センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準の取扱い及び令和２年４月１日から令和２年５月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第１条　新型コロナウイルスの感染拡大に関し、協定第 17 条第１項に定める管理業務に係る費用及び同条第２項に定める当該費用の支払金額に変更は行わない。また、当該費用の支払い金額のほか、甲から乙に対し一切の支払いを行わない。

第２条　新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和２年７月１日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
札　幌　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市西区二十四軒２条６丁目１番１号
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会
会　長　　浅　香　　博　文